

第8次沼津市高齢者保健福祉計画
地域密着型サービス事業予定者募集要領

2019年 4月

沼津市

(市民福祉部長寿福祉課)

地域密着型サービス事業予定者募集要領

1 趣旨

沼津市では、第8次沼津市高齢者保健福祉計画（2018～2020年度）の地域密着型サービスの整備目標に基づき、適切なサービスを提供できる事業予定者を選定するため、整備する施設等の設置を希望する事業予定者を募集します。

2 募集する施設・サービス等

(1) 地域密着型サービス

区分	整備年度	整備数	日常生活圏域
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	2020※	29床	中央北または南部
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	2019	1か所	西部または中央北
	2019	1か所	中央南または南部
看護小規模多機能型 居宅介護事業所	2019	1か所	西部または東部

※ 整備年度を2019年度から2020年度に変更しました。

3 日常生活圏域について

圏域名称	地 区
西 部	原・浮島・愛鷹
東 部	金岡・門池・大岡
中央北	今沢・片浜・第一・第二・第五
中央南	第三・第四・香貫・大平
南 部	静浦・内浦・西浦・戸田

※整備予定地が地区境付近の場合につきましては、お問い合わせください。

4 事業予定者の資格等

- (1) 法人格を有すること。

※看護小規模多機能型居宅介護の事業予定者は、法人格を有することまたは病床を有する診療所を開設している者であること。

※地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の事業予定者は、以下の資格要件も満たすこと。

- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人または、これから社会福祉法人を設立する予定の者。
- ・事業予定地は、原則として法人が所有権を有することとするが、借地の場合は30年以上の地上権を設定して登記するとともに、無料または低額な賃借料などの条件を満たすこと。

- (2) 法人税又は所得税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

- (4) 計画年度内に施設整備を行うこと。

5 地域密着型サービスに関する基準

- (1) 沼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成25年沼津市条例第11号）及び沼津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年沼津市規則第39号）

- (2) 沼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成25年沼津市条例第12号）及び沼津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年沼津市規則第40号）

- (3) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

- (4) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

- (5) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）

- (6) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

- (7) その他、介護保険法、老人福祉法、社会福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令

6 事業予定者の選定等について

- (1) 沼津市地域密着型サービス等事業予定者選定委員会にて、面接及び書類審査を行います。
- (2) 審査の項目は、主に次のとおりです。
 - ① 運営理念、基本方針
 - ② 経営の確実性
 - ③ 施設整備計画の内容
 - ④ 組織倫理
 - ⑤ 職員、体制
 - ⑥ 地域、関係機関との連携
- (3) 沼津市地域密着型サービス等事業予定者選定委員会の審査結果を踏まえ、市長が決定します。
- (4) 事業予定者の応募がない場合及び事業予定者が決定しなかった場合等は、再度募集を行うことがあります。
- (5) 選定の結果は、事業予定者決定後に応募された法人あてに文書にて通知します。また、沼津市のホームページにて結果（法人名・整備する施設の種類・事業予定地等）を公表します。

7 提出書類

- (1) 第8次沼津市高齢者保健福祉計画に係る地域密着型サービス事業予定者応募申込書
- (2) 添付書類：別紙のとおり
- (3) 提出部数：正本1部、副本1部

8 応募受付期間

2019年5月7日（火）～5月24日（金）（土・日・祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後4時まで

9 提出方法

受付の際にヒアリングを行いますので、事前に電話にて提出日時を予約してから、応募する事業者が直接持参してください。 電話番号 055-934-4873

- ・郵送、代理事業者による提出、提出期間外及び募集条件を満たさない書類は受付することができません。

10 応募に際しての留意事項

- (1) 提出書類は、サービスの種類ごと、募集圏域ごとに作成してください。
- (2) 事業開始の意思はあるが、土地の確保の見通しが立たない等の具体性のないものは選定の対象となりません。
- (3) 募集期限後の計画内容（土地・建物図面等）の変更・修正は認めません。
- (4) 募集期間を過ぎての書類提出は、理由の如何を問わず一切受理しません。
- (5) 提出書類作成に係る費用等の一切は、応募する法人の負担とします。
- (6) 応募受付後に辞退する場合は、速やかに連絡を下さい。
- (7) 募集期間内に、提出すべき資料が全て整わない場合や、本市から別に期間を定めて求める資料の修正等に応じられない場合には、応募を辞退したものとします。
- (8) 地域密着型サービス事業に対する国、県の補助金等については、交付決定を約束できるものではありません。したがって、資金計画については、補助金等を見込まず作成してください。なお、本市に対し国、県から補助金等の交付がされる場合は、交付される金額の範囲内において事業予定者に対し、補助することとなります。
- (9) 選定された事業予定者は、市との事前協議後、指定申請の手続きを行うこととなりますが、その際、指定基準等を満たさない場合には、指定をしないことがあります。
- (10) 応募にあたり、用地（建物）の権利者又は地域住民等との間で交わした確約書等に基づき生じた損害賠償等については、応募者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また求償権等の行使についても同様です。
- (11) 応募書類に虚偽の記載をした場合や信義に反する行為を行ったときは、応募を無効とします。

※ 応募者は、この募集要領の記載事項をすべて了承したものとします。

11 提出先及び問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部長寿福祉課
施設・指導係 担当：渡邊・後藤・島岡
〒410-8601
静岡県沼津市御幸町16番1号
電話 055 - 934 - 4873
FAX 055 - 935 - 0335
E-mail chouju@city.numazu.lg.jp

資料No.	書類	内容	
	1 応募申込書		様式 1
法人関係	2 法人登記簿謄本	履歴事項証明書	
	3 法人印鑑登録証明書	正本は、本書を添付のこと	
	4 確約書	沼津市暴力団排除条例の規定に違反しないこと	様式 2
	5 納税証明書その3の3 (写)	所管の税務署長が証明する最新のもの	
	6 決算報告書	直近3年間	
	7 事業報告書	(1) 事業経歴及び実績 (2) 代表者の経歴 (3) 役員の経歴 (4) 現在運営している施設又は事業に関する資料	
	8 欠格事項非該当誓約書	地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	様式 3
	9 パンフレット等	事業者の概要がわかるもの	
	事業・運営計画関係	10 開設趣意書	(1) 開設事業所の運営理念、基本方針、介護サービスに対する基本理念、事業規模、特徴等 (2) サービスの選定理由等 ・このサービスを選定した理由 ・開設予定地の選定理由 ・サービス提供地域 ・オペレーションシステムの概要 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のみ) (3) 虐待、拘束、認知症に関する考え方
11 人員配置計画		・最大定員時を想定し、常勤、非常勤、専従、兼務等の勤務形態や勤務時間を具体的に計画し作成 ・泊まり利用者がいない場合の夜間・深夜の訪問サービスの体制について (看護小規模多機能型居宅介護事業所のみ)	
12 利用料等の額		食費・宿泊費等	様式 5
13 自己評価、外部評価に対する考え			
14 地域との連携について		考え方、方針	
15 協力医療機関等		協力医療、歯科医療機関 医師との連携についての考え方 (看護小規模多機能型居宅介護事業所のみ) 訪問看護事業所との連携についての考え方 (外部の訪問看護事業所と連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のみ)	
16 オペレーターの配置について		日中、夜間・深夜 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のみ)	

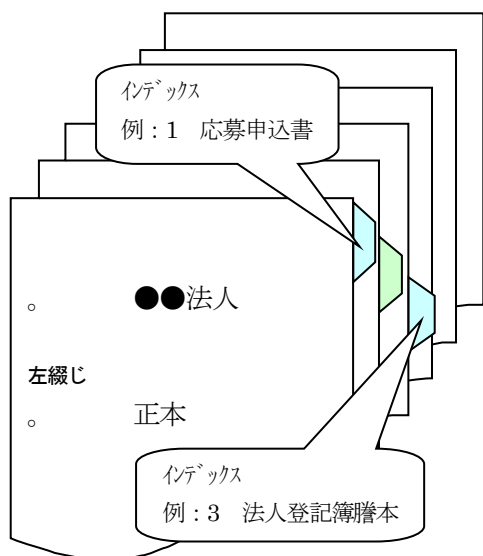
資料No.	書類	内容		
事業・運営計画関係	17	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の向上 ・個人情報の管理 ・プライバシー保護 ・職員の資質向上に向けての取り組み ・苦情対応体制 ・事故防止、安全対策 ・災害発生時の対応（火災・風水害・地震・津波等） 	
	18	サービス連携に係る同意書	(外部の訪問看護事業所と連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のみ)	様式5の2
開設計画	19	開設スケジュール	開設までの日程表（地元説明会日程も記載）	
	20	資金計画書	施設整備に係る資金 寄附金等については、確約書	
	21	事業収支計画書	事業開始後3年間	
土地関係	22	土地登記簿謄本	直近3か月以内のもの	
	23	土地売買（賃貸）契約に関する同意書	事業用地の購入または賃貸借を予定している場合	
	24	案内図	周辺地図に併せて	
	25	現況写真	予定地及び周辺状況の確認のできるもの	
	26	土地に係る規制等に関する協議書	都市計画区域等に関する確認、ほか各種開発規制等の内容及びこれに対する関係機関等との協議記録	様式6
家屋関係	27	建物登記簿謄本	改築、改修の場合に提出 直近3か月以内のもの	
	28	建物売買（賃貸）契約に関する同意書	建物の購入または賃貸借を予定している場合	
	29	平面図、立面図及び建物配置図	敷地面積、建築面積、延床面積、居室等の面積（内法）等を記載 縮尺100分の1～300分の1程度	
	30	建物に係る規制等に関する協議書	用途地域の確認、建物の規制等の確認等の内容及びこれに対する関係機関等との協議記録	様式7
共通事項	31	抵当権等の設定解除等について	土地及び建物に、応募事業以外の抵当権等が設定されている場合は、解除の見込みが確認できる書類の写し	

- * 上記のほか、市長が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- * 提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- * 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）については、静岡県と調整する必要があるため、静岡県と情報を共有します。

■ 提出部数

正本1部、副本1部の計2部

■ 提出書類の体裁



提出書類は、以下の要領で綴じてください。

- ・書類は、全てA4サイズに整える
- ・A4サイズより大きい図面などは折りたたむ
- ・書類は左綴じとする
- ・閉じる順番は、提出書類一覧表の順番と同様とする
- ・目次を作成し、ページ番号を振る
- ・「正本」のみ資料No.毎に「番号・項目表示」のインデックスを付ける
- ・表紙には、法人名を忘れずに記載すること